

わたしたちの 市税



目次

- P1～2 税金に関するお知らせ
 P3～8 平成27年度 市・県民税申告相談
 P9～11 市・県民税知っ得情報
 P12～18 固定資産税・都市計画税
 P19 市税・保険料の納め方
 P20 市税・保険料の納付が難しい
 ときはご相談を！
 P21～22 軽自動車税
 P23～26 市税に関するQ & A
 P26 問い合わせ一覧
 裏表紙 平成27年度(平成26年分)市・
 県民税申告相談日程一覧



税金に関するお知らせ

固定資産税について

平成27年度は固定資産税の評価替え年度です！

固定資産税は、3年に1度、評価額を見直すこととしており、これを評価替えといいます。

●土地

地価公示価格や鑑定評価額等から求められた価格を基にして、路線価等の見直しを行い、評価額を算定し直します。なお、評価替えの年度でなくても、地価の下落が認められ、評価額を3年間据え置くことが適当でない場合には、評価額を修正することとしています。

●家屋

新・増築以外の家屋（在来分家屋）について、建築資材等の価格の変動と、建築後の年数の経過による損耗を考慮し、国が一律に示す係数を掛け合わせるにより評価額を見直します。ただし、その価額が前年度の価額を超える場合には、前年度の価額に据え置かれます。

→固定資産税については12～18ページを参照。

税制改正について

軽自動車税

税率が変更されます！

●原動機付自転車及び二輪車等

平成27年度課税分から税率が引き上げられます。

●四輪以上及び三輪の軽自動車

平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた四輪車等を取得された場合は、新税率が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度課税分から、経年車重課の税率が適用されます。

→詳しくは22ページを参照。

個人市・県民税

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の特例措置が廃止されます！

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、市・県民税5%）が適用されることとなりました。

所得税は平成26年分から、市・県民税は平成27年度分から本則税率が適用されることとなります（下表参照）。

◆上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成21年分～平成25年分	平成26年分から
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10% (所得税7%、市・県民税3%)	20% (所得税15%、市・県民税5%)
上記以外	20% (所得税15%、市・県民税5%)	

◆上場株式等の配当等に係る税率

平成21年分～平成25年分	平成26年分から
10% (所得税7%、市・県民税3%)	20% (所得税15%、市・県民税5%)

※平成25年から平成49年までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税（平成25年分0.147%、平成26年分以降0.315%）が併せて徴収されます。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の制度が延長・拡充されます！

所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度の市・県民税から控除することができる市・県民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の制度について、改正により次のとおり延長・拡充されることとなりました。

- 適用期限を居住年月日が平成29年12月31日であるものまで4年間延長し、控除限度額も次のとおり引き上げられます。

①平成26年3月31日以前居住

所得税の課税総所得金額等 × 5%
(最高控除限度額 97,500円)

②平成26年4月1日

～平成29年12月31日居住

所得税の課税総所得金額等 × 7%
(最高控除限度額 136,500円)

※②については、住宅の取得対価や費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限り、5%の場合は①を適用し、控除限度額は97,500円となります。

※所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）可能額のうち所得税において控除しきれなかった額と上記の計算で求めた額とを比べ、小さい額の方を適用します。

税金について考えてみませんか

そもそも税金って？

国や県、市町村では、私たちの暮らしをより良くするために、さまざまな仕事をしていますが、それには非常にたくさんの費用がかかります。

その費用を私たちはみんなで、「税金」という形で負担しています。税金は、みんなで社会を支えていくために負担しなければならない、「会費」のようなものといえます。

▶国税と地方税

国に納める税金を「国税」といい、道府県や市町村に納める税金を「地方税」といいます。「地方税」は道府県に納める「道府県税」と、市町村に納める「市町村税」に分けられます。

▶山口市の市税

山口市の市税は現在以下の8種類あります。

①個人市民税とは

1月1日（賦課期日）現在、山口市居住の方にかかる税金です。

前年に一定額以上の所得を有する方に均等に課税される均等割と、所得金額に応じて課税される所得割があります。

個人の市民税・県民税は合わせて住民税と呼ばれ、市がまとめて徴収しています。

②法人市民税とは

山口市内に事業所を設けた法人にかかる税金です。

法人の資本金の額や従業員数により算出される均等割と、法人の利益に応じて課税される法人税額に一定の税率をかけて算出された法人税割があります。

③固定資産税とは

土地・家屋・償却資産を対象として、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する方に、その価格に応じて納めていただく税金です。

④軽自動車税とは

4月1日（賦課期日）現在で軽自動車やバイク等を所有している方に課税される税金です。車種やエンジンの排気量（電力）などに応じて決められた税額が課税されます。

⑤市たばこ税とは

たばこの卸売り販売事業者等が、市内の小売店などに売り渡した「たばこ」に課税される税金です。毎月の売り渡し本数を基に税額が決まります。

⑥鉱産税とは

採掘事業を行う鉱業者に課税される税金です。

⑦入湯税とは

鉱泉浴場に入浴する入湯客にかかる税金で、1人1日につき150円（日帰りの場合は50円）がかかります。

鉱泉浴場の所在地として、環境、衛生、消防などの公的施設の整備や、観光の振興のために使われます。

⑧都市計画税とは

国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対して課税される税金です。

平成27年度(平成26年分) 市・県民税申告相談について

例年、市・県民税の申告をされる方で、今年も申告が必要な方については、1月下旬に市・県民税の申告書を送付します。申告書を送付していない方でも、申告が必要な場合がありますので、以下の注意点をご確認ください。ご不明な点は市民税課市民税担当までお問い合わせください。

期 間	2月2日(月)～3月16日(月)まで
全体会場	山口総合支所2階申告会場
受付時間	8:30～17:00

※その他の各地域会場は6～8ページをご覧ください。

◎申告に持参していただくもの

- 1 市・県民税申告書（申告会場にもあります）
- 2 収支内訳書（営業・農業・不動産等の所得のある方）
- 3 印鑑（認印可・朱肉を使うもの）
- 4 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票（給与または公的年金）、各支払報告書、帳簿書類、領収書、事業所得や農業・不動産所得の経費となる租税公課（固定資産税、自動車税等）の額の分かるもの など
- 5 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書、医療費などの領収書や証明書（該当の申告がある方のみ）
 - ・被扶養者（配偶者または子など）の所得が分かるもの
 - ・障害者手帳 など

◎市・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方

注意 例年、確定申告をしていたが、不要となった方 →P9「知っ得情報」の1番を参照
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方

注意 公的年金の源泉徴収票に記載されていない追加の控除（生命保険料控除や医療費控除等）がある方 →P9「知っ得情報」の1番のただし書き参照
- 4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方（扶養している方が市外の場合を除く）

上記2、3に該当される方についても市・県民税の申告が必要な場合があります。4ページのフローチャートで確認をしてみましょう。



書類の事前作成にご協力ください！

申告会場でお待たせする時間を少しでも短くするため、申告書や書類への記入や、計算等の事前準備にご協力ください。

※営業・農業・不動産の「収支内訳書」を提出される方や医療費控除の申告をされる方については、計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう！

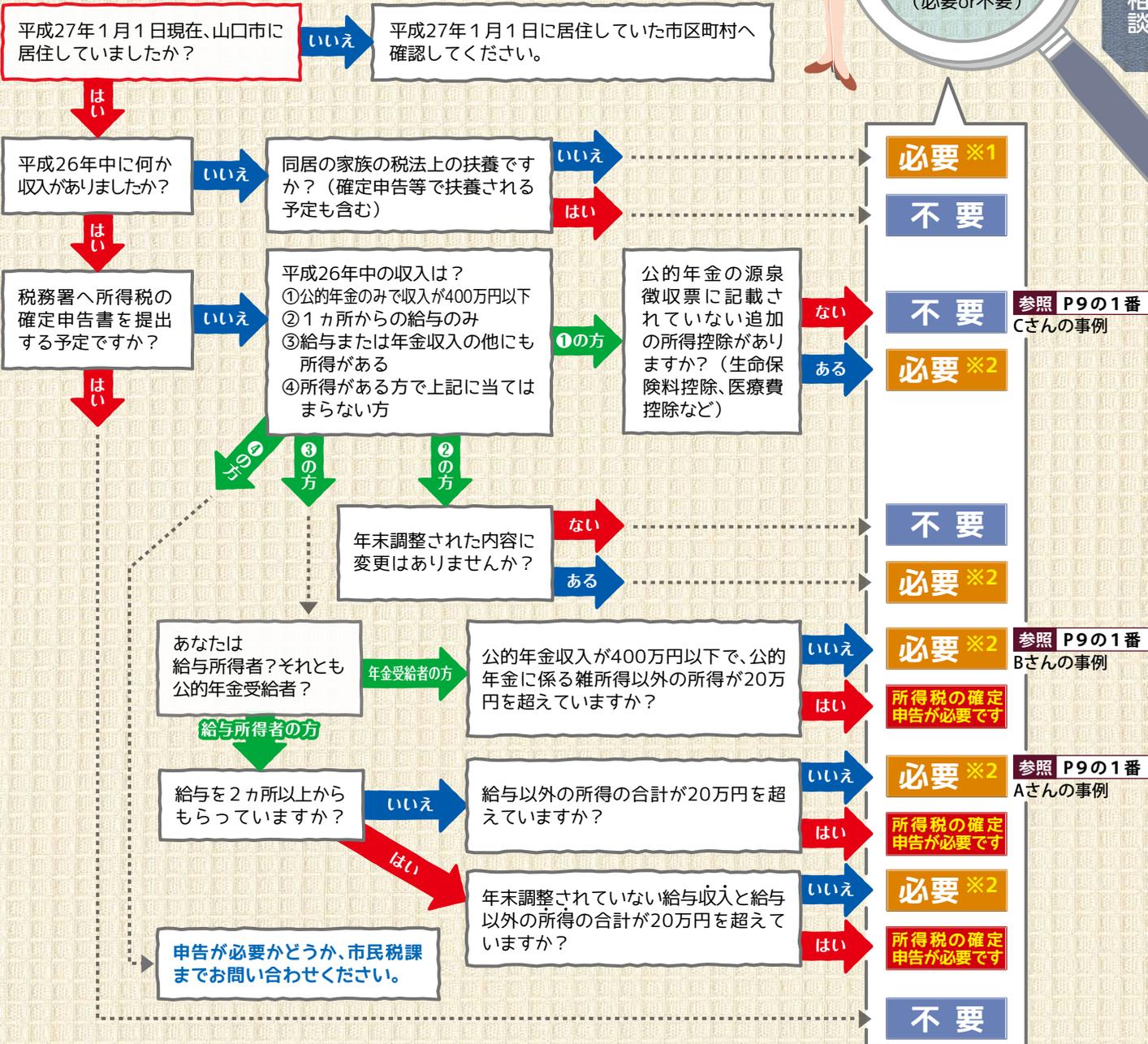
はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

(注) この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
(市民税課市民税担当 ☎083-934-2735)

判定結果

あなたは市・県民税の申告は…
(必要or不要)

スタート



必要※1 … 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定の資料として必要なため、申告をお願いする場合があります（9ページ2番参照）。

必要※2 … 所得税の還付を受けるなど、確定申告をする場合、市・県民税の申告は必要ありません。

*** 所得税の確定申告の受付について**

e-Taxやホームページの申告書作成ソフトをご活用ください！

- * 所得税の確定申告については、郵送やe-Taxを利用されるなど、できる限り税務署に提出してください（e-Taxが利用できる会場については、山口税務署にお尋ねください）。
- * インターネットでも確定申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

☎山口税務署 ☎083-922-1340 e-Taxや確定申告書の作成については → ホームページ: <http://www.nta.go.jp>

申告相談受付日程について

会場によって、期間中、申告を行わない日がありますので、「各地域会場の申告相談日程（6～8ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越してください。

なお、平日に来られない方のために日曜申告相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

■日曜日の申告受付会場

期 日	申告会場	時 間
2月22日(日)	山口総合支所 1階市民課カウンター前	9:30～16:00
	秋穂総合支所第1会議室	
	阿東地域交流センター	
3月1日(日)	小郡総合支所 1階第1会議室	
	阿知須総合支所 1階第1会議室	
	徳地山村開発センター	

■申告書の提出方法

例年、申告会場は大変混み合いますので、**自分で申告書を作成できる方は**、郵送による提出のほか、各総合支所総合サービス課に設置の「提出箱」に投函されることをお勧めします。

①郵送による提出

以下の記入内容、添付書類に漏れがないことを確認のうえ、下記宛に郵送してください。

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- ・押印（認印可、朱肉を使うもの）
- ・源泉徴収票や各種支払証明等

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な方は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。



提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所市民税課市民税担当 宛

②申告書提出箱に投函（各総合支所総合サービス課窓口）

設置期間：2月16日(月)から3月16日(月)まで（平日8:30～17:00）

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

受付ができない確定申告があります

以下の内容の確定申告は市・県民税申告会場では受付ができませんので、税務署でご相談ください。下記以外にも内容によりお断りする場合がありますのでご了承ください。

- *土地建物や株式等の譲渡による所得がある方
- *初めて「住宅借入金等特別控除」を申告される方
- *青色申告をされる方
- *過年分（平成25年分以前）の申告をされる方
- *準確定申告（平成26年中に亡くなられた方の確定申告を相続人が行うもの）

☎山口税務署（☎083-922-1340）



全体会場・各地域会場の申告相談日程

※開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。

全体会場：山口総合支所2階申告会場

開催日	会 場	受付時間
2月2日(月)～3月16日(月)の平日	山口総合支所2階申告会場	8:30～17:00
2月22日(日) 日曜申告	山口総合支所1階市民課カウンター前	9:30～16:00

山口地域：地域交流センター等

開催日	会 場	受付時間
2月2日(月)	仁 保 地域交流センター	9:30～16:00
	大 歳 地域交流センター	
	吉 敷 地域交流センター	
2月3日(火)	陶 地域交流センター	
	大 内 地域交流センター	
2月4日(水)	宮 野 地域交流センター	
	山口南総合センター多目的ホール	
2月5日(木)	平 川 地域交流センター	
2月6日(金)	嘉 川 地域交流センター	
2月9日(月)	鑄銭司 地域交流センター	
2月10日(火)	二 島 地域交流センター	
2月12日(木)	小 鯖 地域交流センター	
2月13日(金)	佐 山 地域交流センター	

小郡地域

開催日	対象地区	会 場	受付時間
2月16日(月)	奥畑、前畑、新町西、光が丘南、光が丘東、光が丘中、わかば台、ヴェルコリーナ	小郡総合支所1階第1会議室	8:30～16:00
2月17日(火)			
2月18日(水)			
2月19日(木)	新町東上、新町東下、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、椎の木		
2月20日(金)			
2月23日(月)			
2月24日(火)	東津上、東津中、東津下、白土、岩屋、津市上、津市中、津市下、津市南、八方原、森下		
2月25日(水)			
2月26日(木)			
2月27日(金)	明治東、明治西、明治北、大正上、大正中、大正下、柳井田、矢足		
3月1日(日) 日曜申告 平日に来られない方		小郡総合支所1階第1会議室	9:30～16:00
3月2日(月)	明治東、明治西、明治北、大正上、大正中、大正下、柳井田、矢足	小郡総合支所1階第1会議室	8:30～16:00
3月3日(火)	山手上、山手下、長谷、長谷西		
3月4日(水)			
3月5日(木)	平原、宮の原、宮の前、元橋、三軒屋、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、前田町、若草町、平砂町、維新町、平成町、栄町、給領町		
3月6日(金)			
3月9日(月)			
3月10日(火)	蔵敷、新丁、田町、中央通、柏崎、新開、原		
3月11日(水)	尾崎、金堀、金池、円座東、円座西、鉄道寮		
3月12日(木)			
3月13日(金)			
3月16日(月)	上記開催日に来られない方		

秋穂地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月3日(火)	大河内北、大河内南、天神町	大海総合センター	8:30~16:00
2月4日(水)	浜中、北条、中条		
2月5日(木)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月6日~2月15日	申告相談を行いません。		
2月16日(月)	中道、花香南、花香北、中津江	秋穂総合支所第1会議室	8:30~16:00
2月17日(火)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月18日(水)	黒潟南、東天田、西青江、先青江		
2月19日(木)	日地、金山領		
2月20日(金)	中野	秋穂総合支所第1会議室	9:30~16:00
2月22日(日)	日曜申告 平日に来られない方		
2月23日~3月1日	申告相談を行いません。		
3月2日(月)	下村、宮之旦	秋穂総合支所第1会議室	8:30~16:00
3月3日(火)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒潟北		
3月4日(水)	上記開催日に来られない方		

阿知須地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月23日(月)	小古郷、前山、小山	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30~16:00
2月24日(火)	西祝、南祝、北祝		
2月25日(水)	東条、縄田		
2月26日(木)	中村、西条、浜、寺河内、二の宮		
2月27日(金)	岩倉	阿知須総合支所 1階第1会議室	9:30~16:00
3月1日(日)	日曜申告 平日に来られない方		
3月2日~3月8日	申告相談を行いません。		
3月9日(月)	砂郷、飛石、沖の原	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30~16:00
3月10日(火)			
3月11日(水)	旦、浜表、赤迫		
3月12日(木)	野口、杖川、河内、源河、井関		
3月13日(金)	向井関、仙在、引野、青畑、焼野、岡		
3月16日(月)	上記開催日に来られない方		

平成26年分の確定申告を新たに e-Tax で申告予定の方へ 「電子証明書」の取得はお早めに!!



イータ君

所得税の確定申告が必要な方で、確定申告等を e-Tax で申告される場合、お住まいの市町村で住民基本台帳カードと電子証明書の取得が必要です。

電子証明書は1日に発行できる数に限りがありますので、取得を希望される方はできるだけお早めに手続きをされるようお願いいたします。

*** e-Tax に関するお問い合わせ**

山口税務署 ☎083-922-1340
ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

*** 電子証明書の取得に関するお問い合わせ**

山口市市民課 ☎083-934-2771

徳地地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月5日(木)	上村、藤木	徳地地域交流センター 島地分館	8:30~16:00
2月6日(金)	島地、山畑		
2月9日(月)	鯖河内、串	徳地地域交流センター 串分館	
2月10日(火)	船路、引谷	徳地地域交流センター 八坂分館	
2月12日(木)	八坂、三谷		
2月13日(金)	柚木、野谷	徳地地域交流センター 柚野分館	
2月14日~2月22日	申告相談を行いません。		
2月23日(月)	堀	徳地山村開発センター	8:30~16:00
2月24日(火)			
2月25日(水)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月26日(木)			
2月27日(金)	上記開催日に来られない方		
3月1日(日)	日曜申告 平日に来られない方	徳地山村開発センター	9:30~16:00
3月2日~3月11日	申告相談を行いません。		
3月12日(木)	上記開催日に来られない方	徳地山村開発センター	8:30~16:00
3月13日(金)			

阿東地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月9日(月)	生雲東分	長門峡自然休養村 管理センター	8:30~16:00
2月10日(火)	篠目		
2月12日(木)	嘉年上	嘉年基幹集落センター	
2月13日(金)	嘉年下		
2月16日(月)	徳佐上	阿東地域交流センター	
2月17日(火)			
2月18日(水)	徳佐中 (坂手、東畑、原山、上市東、上市西、小南、貞行、丸山、平丸、水戸)		
2月19日(木)	徳佐中 (駅通、栄町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山、羽波)		
2月20日(金)	徳佐下		
2月22日(日)	日曜申告 平日に来られない方	阿東地域交流センター	9:30~16:00
2月23日~3月1日	申告相談を行いません。		
3月2日(月)	生雲西分	阿東地域交流センター 生雲分館	8:30~16:00
3月3日(火)	生雲中		
3月4日(水)	生雲中、蔵目喜		
3月5日(木)	地福上	阿東老人福祉センター	
3月6日(金)	地福下		
3月7日~3月9日	申告相談を行いません。		
3月10日(火)	上記開催日に来られない方	阿東地域交流センター	8:30~16:00
3月11日(水)			



1. 税務署で確定申告が不要といわれた方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります

所得税については、申告不要制度が設けられており、以下の方は確定申告をする必要がありませんが、市・県民税については、こうした規定がないため、市・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ① 1カ所からの給与のみで、給与以外の所得が20万円以下の方
- ② 公的年金の収入が400万円以下で、公的年金にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方

①の方の例

Aさんの所得：

1カ所からの給与収入500万円（給与所得346万円）、不動産所得10万円

☞ 給与以外の所得が20万円以下なので、確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

②の方の例

Bさんの所得：

公的年金収入280万円、農業所得15万円

☞ 公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下なので、確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

Cさんの所得：

公的年金収入のみで年金収入300万円

☞ 公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得がゼロのため、**確定申告および市・県民税の申告は不要です。**

ただし!!

Cさんのように、公的年金収入のみの方は、公的年金等支払報告書が各支払者から市町村へ提出されるため、本来であれば事例のとおり市・県民税の申告は必要ありませんが、公的年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除（生命保険料控除・医療費控除・公的年金から特別徴収されていない社会保険料控除等）を追加で受

けようとする場合は市・県民税の申告が必要です。

2. 収入の無い方の申告について

市・県民税の申告書は様々な申請の際に添付が求められる所得・課税証明書の資料として使用するほか、国民健康保険等に加入している方や福祉医療助成制度を受給している方の、保険料の軽減や医療費の負担割合の判定資料として必要となります。

そのため、収入が無く市・県民税が非課税の方であっても、申告をしていただくようお願いしています。

3. 社会保険料控除の申告漏れはありませんか？

各種健康保険や介護保険、国民年金等に加入されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

また、生命保険や地震保険に加入されている方も生命保険料、地震保険料等を申告することで所得控除として差し引くことができます。

これらの保険料は、申告をされないと、市・県民税の所得控除として適用されませんので、忘れずに申告をしましょう。

ご家族の保険料をお支払いされた場合にも、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。

ただし、公的年金や給与から引き去りされた社会保険料や、年末調整で適用した各種保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。

納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

国民健康保険納付額証明……平成26年10月27日発送
 介護医療保険納付額証明……平成27年1月22日発送予定
 後期高齢者医療保険納付額証明……平成27年1月22日発送予定

4. 障害者控除、^{かふ}寡婦・^{かふ}寡夫控除の申告漏れはありませんか？

障がい者、寡婦・寡夫の方は申告をされると、それぞれ障害者控除や寡婦・寡夫控除が適用され、所得から一定額が控除されるほか、合計所得金額が125万円以下（給与収入に換算すると204万4千円未満）の方は、市・県民税が非課税となります。

これらに該当する方で、申告をされていない方は、忘れずに申告をしましょう。

◇障害者控除について

以下の要件を満たす方が対象となり、障がい者であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判定します。

- *身体障害者手帳（1～6級）をお持ちの方
- *精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方
- *療育手帳（AまたはB）をお持ちの方
- *戦傷病者手帳をお持ちの方
- *寝たきりで複雑な介護が必要な方（市が発行する証明書が必要です）
- *上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◇寡婦・寡夫について

寡婦・寡夫とは、夫（または妻）と死別あるいは離婚した後、再婚していない方で、以下の要件に該当される方をいいます。また、寡婦・寡夫であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判定します。

寡婦控除の適用要件

死別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子か扶養親族のある方
	本人の前年の合計所得金額が500万円以下である方
離別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子か扶養親族のある方

※死別の場合は、いずれかの要件を満たせば適用されます。

寡夫控除の適用要件

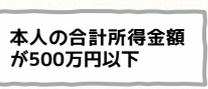
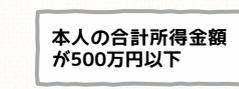
死別または離別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子があり、かつ、本人の前年の合計所得金額が、500万円以下である方
------------	---

5. 医療費控除について

医療費控除として申告できるものは以下の(1)～(4)をすべて満たす医療費です。

- (1) ご自身や生計が同一のご家族のために支払った医療費であること
- (2) 次の(イ)又は(ロ)の費用であること
 - (イ) 治療、療養又は分娩に直接必要な費用
医師の診療、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃貸料、医薬品の購入費用、義手・義足・松葉杖・補聴器・義歯などの購入費用が該当します。また、医療に関係のある介護サービス費は該当するものがあります。
 - 原則として、医師が治療に必要と判断したものについての費用が医療費に該当します。
 - 健康維持や容貌美化のための費用は該当しません。

*寡婦・寡夫控除の条件とは

女性の場合		男性の場合
寡婦		寡夫
死別した方	離婚した方	死別または離婚した方
 <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	 <p>生計を一にする子ども^(※1)か扶養親族がいる</p>	 <p>生計を一にする子ども^(※1)がいる</p>
<p>または</p>  <p>生計を一にする子ども^(※1)か扶養親族がいる</p>	<p>かつ</p>  <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	<p>かつ</p>  <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>
控除額 ^{※2} 26万円(27万円)		26万円(27万円)

(※1) 総所得金額等が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。

(※2) 控除額の()内は、所得税ベースの控除額です。



- (ロ) 通院や入院など療養上の世話の費用
急病で病院などに運ばれたときの費用や、
通院時の公共交通機関の交通費、入院や療
養の世話を依頼したときの費用が該当しま
す。
- (3) 一般的に支出される水準を超えないこと
治療に必要な費用は医療費控除に該当
しません。
ただし、保険が利かない治療のため医療費
が高額になったとしても、その治療をするた
めに一般的に必要な金額であれば該当します。
- (4) その年中に支払った医療費であること
治療が12月中に終わった場合であっても、
医療費の支払いが1月になった場合は、その
翌年の医療費控除の対象となります。

・医療費控除の計算方法

医療費控除額＝支払医療費－保険金等で補填
される額－（10万円または総所得金額等の合
計額の5%のうち少ない方）

※1月以降に受け取った保険金であっても、12
月以前に支払った医療費に対する保険金の場
合は、前年の医療費を補填したものとして計
算します。

・医療費控除の例

項目	該当する	該当しない	
(1)	同居もしくは仕送りするなど生計が同一の家族の 医療費	生活費を別にしている同居の家族の医療費	
(2)	(イ)	入院時に医師の指示で買ったガーゼ代	入院時の寝巻きなどの身の回り品の購入費
		弱視や白内障などの治療に用いる眼鏡代	近視用の眼鏡やコンタクトレンズの購入費
		妊婦の定期健診の費用(注1)	健康診断や人間ドックの費用(注4)
		自分で購入した風邪薬の費用(注2)	ビタミン剤の購入費用(注5)
		子どもの歯列矯正(注3)	美容整形や容顔美化のための歯列矯正
(ロ)	公共交通機関を使用した場合の通院代	自家用車のガソリン代や駐車場代	
	妊婦や足を骨折している人のタクシー代	公共交通機関で通院できる人のタクシー代	
	看護師や保健師に支払う付き添いの対価	家族や親戚の付き添いに伴う費用	
(3)	保険が利かないレーシックの医療費	個人の意思で個室を借りたときの差額ベッド代	

(注1) 補助制度等により補填される額を差し引いた実負担部分についてのみ該当

(注2) 領収書に薬品名がない場合は、薬品名と製薬会社名を記入してください

(注3) 歯列が成長を阻害する場合のみ該当

(注4) 受診によって疾病が見つかり、治療を始めた場合は該当

(注5) 医師が治療のために処方した場合は該当

6. 個人年金や生命保険の満期等による一時金の申告について

生命保険の契約に基づく個人年金は、「雑所得」
になります。

【計算方法】受け取った個人年金額－掛け金相当
額＝雑所得

契約者本人が受取人となっている生命保険の
満期保険金や解約返戻金等は、「一時所得」とな
ります。

【計算方法】受け取った保険金額－掛け金相当額
－50万円＝一時所得

なお、一時所得はその所得金額の1/2の金
額が課税対象となります。

7. 所得税と市・県民税で異なる各種所得控除の金額

所得税と市・県民税の計算においては、所得
控除の額に差があります。例えば、基礎控除は
所得税では38万円の控除額ですが、市・県民
税では33万円の控除額となります。そのため、
所得額と所得控除額の差により、所得税では非
課税となる場合であっても、市・県民税では所
得割額が課税されることがあります。

固定資産税・都市計画税

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」という。）に土地・家屋・償却資産を所有する方に、固定資産の価格を基に算定した税額を、固定資産が所在する市町村に納めていただく税金です。

▶固定資産税を納める方（納税義務者）

「登記簿」「課税台帳」等に賦課期日に所有者として登録されている方が固定資産税を納める「納税義務者」となります。ただし、納税義務者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在に現に所有（相続）している方が新しい納税義務者となります。

▶固定資産税の免税点

固定資産税には免税点（課税が免除される金額）制度が設けられています。詳しくは下の表の「免税点」の欄をご覧ください。

▶固定資産税の減免

納税者や課税対象となるものに次のような特別の事情があるときには、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

- ・生活保護を受給している方が所有する固定資産
- ・公共の用に供している固定資産
- ・災害により著しく価値を減じた固定資産
- ・その他（詳しくは資産税課へお問い合わせください。）

都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税で、固定資産税と一緒に納めていただきます。

	固定資産税	都市計画税
課税対象	土地・家屋・償却資産	土地・家屋
納税義務者	毎年1月1日現在に所有者として下記に登録または登録されている方 土地：登記簿または土地補充課税台帳 家屋：登記簿または家屋補充課税台帳 償却資産：償却資産台帳	毎年1月1日現在で、都市計画区域内に所在する土地及び家屋を所有している方
課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格（住宅用地等の特例措置が適用された等の場合は、課税台帳価格よりも低くなります。）	
税率	1.4%	0.25%（都市計画用途地域内） 0.15%（都市計画用途地域外）
税額の計算方法	課税標準額 × 税率 = 税額	
免税点	市内で同一の方が所有する固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税は課税されません。 土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

固定資産税・都市計画税 土地

土地の評価は固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により行います。その評価は3年ごとに見直されます。

地目(土地の用途)

地目は、宅地、田及び畑(併せて農地といいます。)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

地積(土地の面積)

地積は、原則として土地登記簿に登録されている地積によります。

価格(評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。特に宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価を行います。

路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されています。

▶標準宅地について

標準宅地とは、市町村内の地域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

▶路線価について

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価額等を基にして求められ、その他の街路については、この主要な街路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

▶免税点について

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が下表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

例えば私が2筆の土地を所有しており、その課税標準額が25万円と15万円とすれば、合計40万円となり課税されますが、1筆の土地と1棟の家屋とを所有している場合、その課税標準額が土地25万円と家屋15万円であったとしても、土地、家屋とも免税点未満のため課税されないことになるのですね。

